

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-720	表示機付き電子計算機等

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0	—	その他の電子機器等
H5-1	—	電子計算機
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機
H5-43	—	電子計算機用キーボード付データ表示機
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
J4-610	金銭登録機

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品	
電子計算機	

**定義**

H7-72代にはデータ表示機が付いた電子計算機を分類する。多機能(自動預入支払機、プリント機能、スキャナー機能、チケット販売機能等の機能が複数組み合わせられたもの)を持つものを含む。

H7-720には、床置型(H7-721)・取付け型(H7-722)・卓上型(H7-723)・ノートパソコン型(H7-724)・携帯型(H7-725)に属さない、データ表示機が付いた電子計算機を分類する。

- 他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**
- データ表示機能を有さない(表示部があっても小さいもの)中央処理機(記憶機付きも含む)は電子計算機用中央処理機等(H6-6)に分類する。…図①
  - 電子計算機機能を有さないものはキーボード入力機(H7-131)に分類する。…図②
  - 伝送用の機器(例:データ通信用変復調器等)はH6-20の通信機器に分類する。



**分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)**

過去に分類した物品の名称	

